平成２４年（フ）第４５号
福岡県直方市大字頓野3836―３サンビーム直方605号、住民票上の住所福岡県宮若市磯光1269番地30
債務者　川口　良子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第４８号
福岡県直方市大字上境1709番地
債務者　片山　福美
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第７２号
福岡県直方市大字感田3434番地１ドミール・ルナＡ―201号、前住所北九州市小倉北区中井４丁目６番６―1412号
債務者　林　理恵子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第７４号
福岡県直方市大字感田2466番地12
債務者　浦野亜加子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２４０号
大分市坂ノ市南１丁目15番７号
債務者　佐藤　潔徳
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１０号
大分市西大道２丁目５番20―301号サンコーポ高見
債務者　清永　奈美
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４０号
大分県別府市大字鶴見2642番地　フレグランスタウンＡ棟201号
債務者　大王美代子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４９号
大分県別府市石垣東３丁目４番23号、従前の住所大分県別府市野口中町16番５号
債務者　伊藤　祐二
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１４号
宮崎県都城市鷹尾１丁目3733番地１宮丸西団地54―３―39号
債務者　粟田　庸子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１１８号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓4684番地鹿児山団地57棟２―１号
債務者　上村　貞光
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第３１７号
鹿児島県鹿児島市永吉１丁目６番１号岸方
債務者　橋冨　知穂
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３２１号
鹿児島県鹿児島市吉野町3389番地４（Ｃ）
債務者　徳永ゆう貴
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目19番47号
債務者　出口　恭子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３３２号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目32番５号
債務者　川畑　文武
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
鹿児島県日置市伊集院町郡1775番地２
債務者　馬見新良太
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４７号
福井県敦賀市野神15号４番地の13
債務者　谷口　美鈴
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第３４号
長野県上伊那郡飯島町飯島3856番地90　カトルセゾン105
債務者　吉田美知子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
長野地方裁判所伊那支部